

# KNC NETWORK NEWS

2018年7月28日 発行

経営一言:「経営者というのは犠牲と奉仕の精神がないといかん。」

(日本電産会長兼社長 永守 重信氏)

—所長コメント:経営者は「お客に対する奉仕」「社員に対する奉仕」「自己への奉仕」を考えて行動すること。近江商人の経営理念「三方よし」の精神は「売り手よし、買い手よし、世間よし」とあります。それは、社会奉仕の願いです。—



(有)北野財經システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

**気になる記事: 貿易戦争、米企業に打撃。GM・GEの利益圧迫。**

米国が仕掛けた貿易戦争が、目に見える形で米企業の業績に悪影響を及ぼし始めた。自動車大手のゼネラル・モーターズ(GM)や家電大手のワールプールが相次ぎ業績予想を下方修正。金融界からも企業の投資意欲や個人消費の萎縮を懸念する声があがる。米経済は足元で好調を維持している。だが企業業績への打撃が広がれば、投資や消費の減退を通じ実体経済に影を落とすことになる。米企業全体の業績は4~6月期に2割増益が見込まれ、足元で好調を維持している。だが貿易戦争が深刻になれば、米経済の屋台骨である個人消費や企業の投資が縮む。実体経済を揺るがすリスクの芽は、着実に育っている。

## 税金や社会保険の支払い遅延、延滞金を損金にできるか 《税務》

国税の延滞税や過少申告・無申告加算税、地方税法の延滞金や過少申告・無申告加算金などのペナルティーの意味合いもあるお金の支払いは会社の損金にできません。駐車違反の際に支払う罰金も同様の理由で損金化の対象から外されています。しかし、社会保険料の支払いが遅れたことによる遅延金は損金にできるので、忘れずに経費に計上しましょう。社会保険料の延滞金も加算税などと同様にペナルティーの意味合いがあるにもかかわらず、支払い分を損金にできる理由は、「法人税法55条に列挙されていない」という一点のみです。

なお、損金の額に算入できないものとして規定されている租税公課は次の通りです。

- ・法人税、都道府県民税、市町村民税の本税
- ・各種加算税、各種加算金、延滞税、地方税の延滞金(地方税の納期限の延長に掛かる延滞金は除く)、過怠税
- ・罰金、科料、過料
- ・法人税額から控除する所得税と外国法人税

社会保険料を納付期限までに支払わなかったときの延滞金の額は、納付期限から3カ月までは保険料額の2.7%、3カ月経過後は9%です(平成30年度)。

## 購買心理の矛盾 《経営》

中国の故事「矛盾」にあるように、人は攻撃する時はどんな防具でも破壊出来る武器を求め、攻撃された時はどんな武器でも撃退出来る防具を求めるものです。商品を求めるお客の心理にも数々の矛盾があります。例えば、皆が買う流行品を買うとともに、一般人の多くが見向きもしない商品を差別的に求める心理もあります。ファッション業界に限らず、車・電気製品・生活雑貨・各種サービス等、あらゆる業種の商品開発者が最も頭を悩ます事柄です。

さらに、根本的な購買心理として、「お客を公平・平等に扱って欲しい」と言う切実な欲求がある反面、「自分だけは特別扱いされたい」という矛盾した欲求を持つ事もあります。高級ホテル・レストラン・専門店等の一部は、このような顧客を獲得して固定客化している場合があります。「上得意様招待」「特別会員割引」「なじみ客割引」等は、これらの矛盾を旨く活用した商法に思えます。このように、購買心理には常識やモラルだけでは通用しないものがあるのです。皆と同じ商品やサービスを購入して安心したい反面、他人とは異なる商品や特殊なサービスを得たり、他人より注目されたりする欲求を抱くものです。新規の商品やサービスがヒットしない原因の一つに、特定の購買心理へのこだわり過ぎがよくあるようです。

## 就活生との面談で要する飲食費 《税務》

就活中の学生と面談する際、喫茶店等で軽く飲食をしながらすることもあります。その時に支払った飲食代(学生分を含む)は、相手方の学生が社員になるかどうか定かでないため、接待飲食費と考えられなくもありませんが、その費用は、接待、供給等のために支出するまでは言えず、会議費として損金に算入できます。

租税特別措置法上、会議には、社員同士の打合せ等のほか、来客との商談や打合せ等も含まれ、また、会議費には、会議に関連して要した茶菓や弁当の費用も含まれます。

したがって、例えば、喫茶店で学生と飲食してかかった費用が2000円であったとしても、それを接待飲食費として処理しなくて構いません。ちなみに、こうした飲食等に要する1人当たりの費用が5000円を超える場合でも、会議費として損金算入でき、面接時の飲食費が1人当たり6000円となってしまったからといって、交際費等とする必要はなく、会議費として処理できます。

## お中元の商品券、送付先リストはしっかり管理 《税務》

お中元の時期になって、贈り物にビール券などの商品券は喜ばれるものの筆頭です。当然ながら、経費として認められます。ただし、その経費処理は通常の商品以上に注意が必要です。

なんといっても商品券は換金性が高く、相手に手渡したときに「受領書」をもらうこともないため、税務調査では「本当に渡したのか」と、疑われることも多いです。実際、会社が買った商品券を取引先に渡さないで自分の懐に入れてしまうという事例はいくらでもあります。社長自身が自身の臨時収入にしてしまうほか、預かった社員が自分のポケットに入れたり金券ショップで換金したりすることもあります。もちろん、不正にした金券を転売したことによる譲渡益を申告する人はいません。

こうしたことは税務署も想定内であるため、お歳暮やお中元の扱いにはしっかりと目を光らせています。お中元の処理で痛くもない腹を探られないためには、商品券を渡した相手のリストを正確に作って保管しておくことです。その際には、相手の社名や日時、商品の内容はもちろんのこと、配送ではなく手渡したのなら受け取った相手の名前も記しておきたいものです。

せっかく会社で買って取引先に確かに渡した商品券も、税務署に否認されれば、その代金は損金にはできず会社の所得が増えて法人税が増加するだけではなく、社長が懐に入れたと判断されれば、ボーナスということで社長個人の所得税と住民税も跳ね上がります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。